

第6条（紹介手数料の返還）

- 1 乙の紹介した候補者が甲に入社後、以下の各号に定める期間内に当該候補者の責に帰すべき事由により退職又は解雇に至った場合、乙は甲に対し、以下の各号に定める紹介手数料を返還する。ただし、甲と候補者の間で成立した雇用契約の契約期間が6か月未満の場合は除く。
 - (1) 入社後1か月以内 : 紹介手数料の70%相当額
 - (2) 入社後1か月超～2か月以内 : 紹介手数料の40%相当額
- 2 甲は、前項に基づく紹介手数料の返還を求める場合、当該候補者の最終出勤日の翌日から起算して20日以内に、乙に対し乙の定める方法にて、当該候補者の退職を通知する。ただし、甲の責すべき事由により、所定の期間内に当該通知がされなかった場合、乙は紹介手数料の返還義務を負わない。
- 3 乙は、前項により返還すべき紹介手数料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 4 甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なることその他甲の責めに帰すべき事由により候補者が退職した場合、乙は紹介手数料を返金しない。なお、候補者の退職が甲による紹介手数料の支払以前に候補者が退職した場合においても、甲の乙に対する紹介手数料の支払債務は消滅しない。
- 5 退職後半年以内に甲が当該候補者を再雇用した場合（ただし、スポットマッチングを除く）、雇用が継続していたものとみなし、甲は、直ちに、乙に対し、乙から返還を受けた紹介手数料と同額を返還しなければならない。